

令和7年度 特別職報酬等審議会（第1回）会議録

日 時 令和7年11月10日（月）午後2時

会 場 東41会議室（東館4階）

委員定数 7人

出席委員 5人（岩崎 正弥会長、佐藤 元英委員、鈴木 真理子委員、福井 直子
委員、川本 恭久委員）

人事課長	<p>ただ今から、令和7年度 特別職報酬等審議会を開会いたします。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして ありがとうございます。</p> <p>さて皆様には、今年の6月25日より、当審議会の委員を委嘱させていただいております。委員の任期は2年間となっておりますので、 よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは以降の会議の進行につきましては、岩崎会長にお願いします。岩崎会長、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>ではまず、「2. 資料説明」です。先日お配りしました資料について事務局から説明をお願いします。</p> <p>なお、皆さまからのご質問等に関しては資料をひとつおり説明して いただいた後に伺いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
人事課長補佐	<p>資料1～資料5の説明</p>
議事課長	<p>資料6説明</p>
財政課長	<p>資料7説明</p>

会長	それでは、資料 1～7 全般に関して事務局へのご質問等があればお願ひいたします。なお、資料 8 については後ほど改めて事務局から説明があります。
委員	特別職の休日出勤は 30 分でも 1 時間でも 1 日にカウントされるのでしょうか。何日以上出勤しなければいけないといった決まりはありますか。
総務部長	30 分でも 1 時間でも 1 日にカウントされます。明確な決まりはありません。
会長	特別職の休日出勤も多いため、役職を減らしたらどうかという話が前からあったと思いますが、その後いかがでしょうか。
総務部長	少しずつ減らしているという状況です。
委員	他の人ではできないとなると、もはや仕事の一環といつても良いと思います。
委員	資料 7 の 6 ページ将来負担率について、豊橋市が 36 位というのはどういう状況ですか。
財政課長	中核市 62 市中 36 位ということで、概ね中位に位置している状況です。
委員	早期健全化基準が 350% というのはどういう状況ですか。
財政課長	国の管理下に入るぐらいの状況です。

総務部長	中核市など比較的大きな自治体では 100 を超えることはよほどません。
委員	議員報酬というのは就任 1 年目から同額の報酬が受け取れるということでしょうか。経験年数等は考慮しないのでしょうか。また、政務調査費はどの議員がいくら使ったかわかるのでしょうか。
総務部長	職責に応じた金額のため、経験年数に関係なく定額で支給されます。
議事課長	議員別の執行実績はわかります。満額使った議員は 36 名中 14 名です。
委員	今回は報酬等を改定しないということで妥当だと考えますが、業績に応じて特別報酬など支給できないですか。
総務部長	特別職等の報酬等は賞与も含めすべて条例で定まっており、特別に支給するということは現行制度では難しいです。
委員	一般的な感覚からすると副市長の給料は高いと思います。トップと 2 番目はもっと差があるのが普通だと思います。
会長	それでは、今年度は市長からの諮問はありませんでしたが、市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額については、今年度は現行額に据え置くことが適当ということでおろしいですか。
	(異議なし)
会長	それでは続きまして、資料 8 について事務局から説明をお願いしま

	す。
人事課長補佐	資料8 説明
会長	資料8にあるように、報酬等を改定するにあたっての考え方について審議させていただければと思います。ご意見・ご質問のある方はお願いします。
委員	他都市との比較で「中位」にこだわっていますが、上位、下位にいくのもダメということでしょうか。
総務部長	「中位」より下にいかないようにするというのが、これまでの報酬審での議論の経緯です。
委員	人口規模が同じぐらいでも都市ごとに特色があって決まるものだと思います。誰からも何も言われないように大人しくしているのか、一気に上げてしっかりやってもらうという考え方もあると思います。
総務部長	全国で物価や地域性に違いがあります。地域性が類似する県内中核市と比較することも参考になると思います。議員にとっても報酬を生活給と考えると、改定に係る一定のルールがあっても良いと考えます。
委員	年収で1,800万円もらっている特別職について、物価とか生活給という議論になると市民の理解は得られないと思います。また、市長等は退職手当も含めて給料について議論すべきです。企業ではそのようにして計算しています。
委員	議員と市長・副市長は異なるので、業績をどのように評価するのか

	は難しい問題です。
委員	議員の場合、専業かそれ以外かで違ってくると思います。昨今の情勢を考慮すると、議員個人の働きにもよりますが、据え置きはどうかと思います。
委員	資料の中に「市民感情を考慮」とありますが、特に議員については、市民には数字で示さないと理解が得られないと思います。また、全国の人口類似市や中核市との比較だと、最低賃金も異なるので、単純に比較するのは違和感があります。
委員	改定の考え方の「業績評価」とは、具体的にどういったことでしょうか。
総務部長	資料8-2にあるように、前回議員報酬を改定した際に、当時の議会改革等の業績を評価し改定に至ったという経緯があります。このように定性的な評価を想定しています。
会長	改定の考え方の「①国家公務員指定職俸給表の累積改定率±2%」と「②人口類似市又は県内中核市と比較し中位にあるかどうか」は、改定のルールを見る化したものだと思いますが、②の「中位」については曖昧な部分が残ると思います。①のルールを満たした際に報酬審に諮問し、②については報酬審にて勘案するルールとしてはどうでしょうか。
会長	特別職の報酬等については他都市においても、そのほとんどは基準が曖昧なケースが多いです。①のルールを設ければ、良い取り組みになると思いますので、他都市に先駆けて進めても良いと思います。

人事課長	<p>累積改定率の起算点については、(資料8-3)案3の市長・副市長及び議員でそれぞれ直近の改定年度を起算点とし、それぞれ計算するという考えでいかがでしょうか。ご意見等がありましたらお願ひします。</p> <p>(意見等なし)</p>
会長	<p>それでは、報酬等改定の考え方については継続審議とさせていただき、来年度までかけて整理していきたいと思います。次回の審議会は、今年度末から来年度初頭頃の間に開催させていただければと思います。開催日程については改めて事務局から調整させていただきます。</p> <p>その他、事務局からの報告や本日の審議内容を踏まえて、市議会議員の報酬や市長及び副市長の給料の額についてご意見のある方、よろしくお願ひします。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。(終了)</p>